

## 序章 文化財保存活用地域計画の作成

### 1 計画作成の背景と目的

南阿蘇村には指定・未指定を問わず多くの文化財が存在し、地域の人々に大切にされてきました。本村は、平成17年(2005年)に白水村・久木野村・長陽村の3村が合併して誕生しました。合併以前には各村ともに村史編さん事業を通じて多くの文化財調査が行われ、保存・活用を推進してきました。

しかし、平成28年(2016年)熊本地震(以下「熊本地震」という)などの災害によって多くの文化財が被害を受けたことや少子高齢化による文化財の担い手や管理者等の減少による文化財の散逸、消滅などの村の文化財が抱える問題が浮き彫りになりました。これまで文化財は社会教育や学校教育といった教育分野において地域学習の面で活用されてきました。

本村の文化財は地域が営んできた歴史を明確に示すものであり、土地の習俗や慣習等のアイデンティティ形成に成り得るものとして様々な分野で活用可能です。また、観光や地域づくりにも役立つ貴重な地域資源であり、今後、これらの文化財を将来にわたって適切に保護していくためには、文化財を保存するだけでなく、活用することによって村民に文化財の価値を知ってもらう必要があります。このことから、文化財保護法第183条の3の規定に基づく第1次南阿蘇村文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)を作成しました。

地域計画を作成することで、本村に所在する文化財の現状を把握し課題を分析するとともに、官民一体となり適切な文化財の保存と活用に取り組んでいきます。

### 2 計画期間

地域計画の運用期間は9年間(令和7年度(2025年度)～令和15年度(2023年度))とし、前期(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))・後期(令和12年度(2030年度)～令和15年度(2033年))の区分を設定します。そして、村の最上位計画である南阿蘇村総合計画との整合性や、社会的な要因、財政状況、計画の進捗等を鑑み必要に応じて適宜見直しを行います。

その際、計画期間の変更や、本村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更が発生した場合は、文化庁長官による変更の認定を受けます。

なお、上記以外の軽微な変更を行った場合は、変更内容について熊本県及び文化庁へ情報提供を行います。

年度	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
南阿蘇村総合計画	第2次	第3次総合計画								第4次
	後期基本計画	前期基本計画				後期基本計画				前期基本計画
南阿蘇村文化財保存活用地域計画	第1次南阿蘇村文化財保存活用地域計画(9ヶ年)									第2次計画
	前期(令和7年度～令和11年度)					後期(令和12年度～令和15年度)				
						第2次計画検討				

### 3 計画作成体制

#### (1) 実施体制【R7年3月現在】

地域計画の作成にあたっては、南阿蘇村教育委員会社会教育係が事務局となり、令和5年度(2023年度)から南阿蘇村文化財保存活用地域計画協議会(以下「協議会」という。)を組織し、意見聴取を行いました。また、庁内検討部会で審議を行い、南阿蘇村文化財保護委員会から意見を聴きました。

表 0-1 南阿蘇村文化財保存活用地域計画協議会

区分	氏名	所属	年度	備考
学識経験者	田中 尚人	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授	R5~R6	
	竹原 明理	熊本博物館 学芸員	R5~R6	
南阿蘇村行政	今村 了介	南阿蘇村教育長	R5~R6	
文化財保護団体等	笠野 次雄	南阿蘇村文化財保護委員会 委員長	R5~R6	熊本県文化財保護指導委員 (R5年度まで)
	丸野 健一郎	みなみあそ観光局 代表理事 南阿蘇村商工会 会長	R5~R6	
	今村 孝明	南阿蘇村文化協会 会長	R5~R6	
	宮田 義久	南阿蘇村区長会 会長	R5~R6	
	飛瀬 孝治	長野岩戸神楽保存会 会長	R5~R6	県指定・国選択文化財保存 団体
	山村 匡亮	宗教法人正教寺 住職	R5~R6	村指定有形文化財所有者
熊本県教育委員会	能登原 孝道	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事	R5	学芸員
	木庭 真由子	熊本県教育庁教育総務局文化課 参事	R6	学芸員
熊本県	花田 杜綺	熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課 主事	R5	学芸員
	川路 祥隆	熊本県企画振興部文化企画・世界遺産推進課 主任主事 熊本県企画振興部阿蘇草原再生・世界遺産推進課 主任主事	R6	学芸員
事務局	福本 道昭	南阿蘇村教育委員会事務局 事務局長	R5	
	古澤 太介	南阿蘇村教育委員会事務局 次長	R5	
		南阿蘇村教育委員会事務局 事務局長	R6	
	渡邊 清太	南阿蘇村教育委員会事務局 次長	R6	
	竹永 昂平	南阿蘇村教育委員会事務局 主事	R5~R6	学芸員
	出田 静香	南阿蘇村役場 政策企画課 主事	R5	
	武内 裕登	南阿蘇村役場 産業観光課 主事	R5	
		南阿蘇村役場 企画観光課 主事	R6	
古賀 遼也	サーベイリサーチセンター南九州事務所	R5~R6		
古賀 麗澄	サーベイリサーチセンター南九州事務所	R5		

表 0-2 南阿蘇村文化財保存活用地域計画庁内検討部会

課名等	氏名	年度	係る事務
南阿蘇村 教育長	今村 了介	R5～R6	教育・文化財に関すること
南阿蘇村教育委員会事務局 事務局長	福本 道昭	R5	
	古澤 太介	R6	
南阿蘇村 総務課 課長	藤本 哲章	R5～R6	首長部局代表・防災教育に関すること
南阿蘇村 政策企画課 課長	野口 幸広	R5	村づくり・震災遺構に関すること
南阿蘇村 産業観光課 課長	今村 洋一	R5	観光・商業に関すること
南阿蘇村 企画観光課 課長	野口 幸広	R6	村づくり・震災遺構に関すること 観光・商業に関すること
南阿蘇村 水・環境課 課長	今村 隆博	R5～R6	景観に関すること
南阿蘇村 農政課 課長	下田 朱美	R5	草原教育に関すること
	今村 洋一	R6	

表 0-3 南阿蘇村文化財保護委員会

区分	氏名	年度	備考
学識経験者 郷土史 (白水地区)	笠野 次雄	R5～R6	委員長 熊本県文化財保護指導委員 (R5 年度まで)
学識経験者 郷土史 (久木野地区)	藤崎 英廣	R5～R6	副委員長
学識経験者 郷土史・宗教史 (久木野地区)	菊池 顕正	R5～R6	元久木野村文化財保護委員会委員 浄土真宗大谷派 前住職
学識経験者 郷土史 (長陽地区)	児玉 みどり	R6	元南阿蘇村教育委員会事務局長

## (2) 作成の経過

地域計画作成にあたり、令和3年度(2021年度)より事前の把握調査を行い南阿蘇村の文化財の確認作業を令和5年度(2023年度)にかけて実施しました。また、文化財に関するアンケート調査を区長・村民を対象として実施しました。

これらの情報を踏まえて、協議会、庁内検討部会で計画案を作成し、文化財保護委員会の意見を聴取し、令和6年(2024年)12月2日から12月13日までパブリックコメントを実施し、文化庁からの指導・助言及び熊本県からの助言を受けて作成しました。

計画作成のために開催した会議等のスケジュールと概要を以下に示します。

表 0-4 文化財保存活用地域計画作成スケジュール

会議等	項目	概要	
令和5年度(2023年度)	7月24日	第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保存活用地域計画」について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・南阿蘇村の概要</li> <li>・南阿蘇村教育委員会実施の調査について</li> <li>・アンケートの実施について</li> </ul>
	9月6日～10月4日	区長アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長(計37人)に対する文化財についてのアンケート調査</li> </ul>
	10月1日～10月17日	広報情報提供調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村内の個人住宅等にある文化財についての調査</li> </ul>
	10月中旬～10月31日	村民アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民(計1,400人)に対する文化財についてのアンケート調査</li> </ul>
	10月10日	第1回庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保存活用地域計画」について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
	10月10日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇村の概要</li> <li>・南阿蘇村教育委員会実施の調査について</li> </ul>
	10月31日	文化庁協議(オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの実施について</li> </ul>
	11月13日	第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回協議会資料の修正及び質問事項への回答</li> <li>・アンケート結果について(速報)</li> <li>・地域計画の課題と関連文化財群の素案例について</li> </ul>
	12月12日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回協議会資料の修正及び質問事項への回答</li> <li>・アンケート結果について(速報)</li> <li>・地域計画の課題と関連文化財群の素案例について</li> </ul>
	1月23日	文化庁協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案の確認について</li> <li>・南阿蘇村の歴史文化の特徴について</li> </ul>
令和6年度(2024年度)	2月8日	第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇村文化財保存活用地域計画骨子案及び内容説明</li> <li>・南阿蘇村の歴史文化の特徴について</li> <li>・南阿蘇村における保存・活用に関する課題について</li> </ul>
	5月8日～5月9日	文化庁協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁現地指導(骨子案の確認及び現地視察)</li> </ul>
	6月17日	第2回庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇村の課題解決にむけた措置表作成の協議</li> </ul>
	6月26日	第4回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案への追記事項内容説明について</li> <li>・方針・措置及び体制について</li> </ul>
	7月12日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案への追記事項内容説明について</li> <li>・方針・措置及び体制について</li> </ul>
	9月4日	文化庁協議(オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案の確認、助言</li> </ul>
	9月26日	文化庁協議(オンライン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案の確認、助言</li> </ul>
	10月7日	第5回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業案の提示について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>
	11月7日	第3回庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南阿蘇村における文化財の保存・活用に関する措置の確認について</li> </ul>
	11月12日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の提示について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>
	12月2日～12月13日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ及び窓口で実施</li> </ul>
	1月27日	第6回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果及び反映について</li> <li>・第1次南阿蘇村文化財保存活用地域計画(案)の最終確認について</li> </ul>
	2月3日	文化財保護委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次南阿蘇村文化財保存活用地域計画の承認について</li> </ul>

## 4 地域計画の位置付け

### (1) 上位・関連計画の位置付け

地域計画は文化財保護法第 183 条の 3 の規定を根拠とし、令和 2 年度(2020 年度)に策定された『熊本県文化財保存活用大綱』を勘案し、令和 4 年度(2022 年度)に策定した南阿蘇村の最上位計画である『第 2 次南阿蘇村総合計画（後期）』や『第 3 次南阿蘇村教育大綱』などの各計画と整合性を図りながら作成し、運用します。

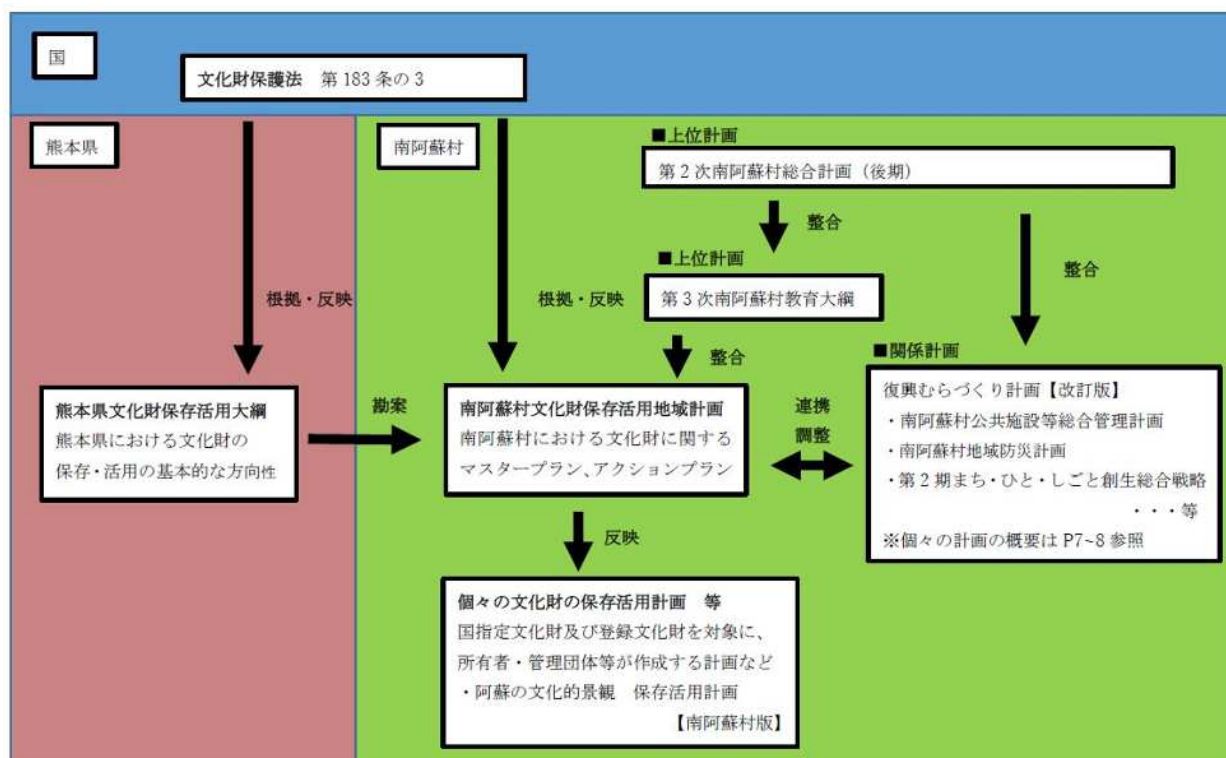


図 0-1 上位計画及び関係計画との関係

### (2) 上位計画の概要

#### 1) 第 2 次南阿蘇村総合計画（後期） 令和 4 年度(2022 年度)～令和 7 年度(2025 年度)

総合計画は、南阿蘇村における最上位計画であるとともに、本村の基本構想を示すものであり、後期計画については前期計画の検証、見直しを行った上で政策と施策を策定したものです。

村では政策の大きな柱として「環境」・「活力」・「暮らし」を掲げており、30 の施策を明記しています。文化財行政については「活力」の施策 15 に方針を示しており、「文化財が適切に保存されること」、「地域の文化財に興味を持つ人が増えること」、「文化財が地域資源として活用されること」が将来の姿として挙げられるとともに、地域計画の作成によって村と地域で協力して文化財を守る体制を推進します。

## 2) 第3次南阿蘇村教育大綱 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により地方公共団体が定めることが義務づけられています。本大綱は国の「第4期教育振興基本計画」及び「第2次南阿蘇村総合計画」を踏まえて定められており大きく7つの基本方針を定めています。その5つ目の方針として「地域文化の振興」があり、ふるさとの歴史など地域文化を後世に残していくために不可欠な担い手を育成するとともに、優れた文化に直接触れることができる機会の創出に取り組みます。また「南阿蘇村文化財保存計画」に則り調査や保存・活用等の事業を推進します。

### (3) 関係計画の概要

#### 1) 南阿蘇村地域防災計画 平成17年度(2005年度)～(毎年修正)

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、南阿蘇村防災会議が作成する計画であり、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、村域内における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。また、災害における文化財の被害報告については、その対象を文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群としており、復旧については、必要に応じ国庫補助事業及び県補助事業として、国、村、関係機関及び被災文化財の所有者等と連携して行うとしています。

#### 2) 南阿蘇村景観計画 平成26年度(2014年度)～

この計画は、「景観法」第8条の規定に基づき、「南阿蘇村総合計画」の基本政策の実現に向け展開する施策です。本計画は「阿蘇の文化的景観」を生かすために阿蘇地域7市町村で策定した「阿蘇地域づくりビジョン」と連携し、住みよい魅力ある郷土の実現に資することを目的とします。本計画では歴史文化資源の後継者不足を課題の一つとしており、自然や歴史に関連する景観を生かした取組を展開していくことで、各地域の魅力資源やその周辺を演出します。

#### 3) 南阿蘇村公共施設等総合管理計画 平成29年度(2017年度)～令和8年度(2026年度)

南阿蘇村が所有する公共施設を建設系公共施設、インフラ系公共施設の2つに分類し、整理を行い、更に細分化して、現状と課題を把握し、目標と施設等の維持管理方針の検討をしています。建設系公共施設として、社会教育系施設の「阿蘇白水郷美術館」と「長陽郷土資料館」があり、施設の利用状況や地域の実状等を考慮し、施設の適正化や改修・建替えを行う必要があるとしています。なお、阿蘇白水郷美術館は令和4年度(2022年度)に売却しました。

#### 4) 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

南阿蘇村における人口の現状と将来の展望を策定し、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものであり、大きく4つの基本目標を設定しています。基本目標2の施策①「観光客誘客のための環境整備の推進」において、歴史や文化を活用し村の魅力を国内外にPRを行います。また、施策②「観光資源の発掘と活用の支援」では、豊かな景観や伝統文化を生かして観光地づくりを行います。

5) 南阿蘇村復興むらづくり計画【改訂版】 令和2年度(2020年度)～令和7年度(2025年度)

熊本地震や豪雨災害により甚大な被害を受けた村民生活の早期再建のため、地域社会的機能や社会経済活動、インフラやライフライン、生業等の迅速な復旧・復興を目指し、更なる発展につなげるために策定した指針です。復旧期(平成28年度(2016年)～平成30年度(2018年度))～再生期(令和元年度(2019年度)～令和3年度(2021年度))においては神社等(地域コミュニティ施設)の文化財が復旧されました。また、震災遺構の中には村指定文化財の床瀬川橋(銭瓶橋)が含まれており、併せて保存・活用が行われています。

6) 南阿蘇村国土強靱化地域計画 令和2年度(2020年度)～令和7年度(2025年度)

この計画は「国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、平成24年度(2012年度)に発生した熊本県広域大水害や平成28年度(2016年度)の熊本地震、その他地域特性を踏まえて「南阿蘇村総合計画」や「復興むらづくり計画」を勘案して策定しています。今後起こり得る大規模災害に対し、ハード・ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備し、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や、機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指します。

7) 南阿蘇村農村環境計画 令和3年度(2021年度)～

この計画は平成13年度(2001年度)の「土地改良法」の改正により、農業農村整備事業において「環境との調和に配慮」した事業の実施が求められるようになり、南阿蘇村の農村地域における環境の現状を把握し、環境保全に対する将来像や基本方針、施策の方向性等を定めていく必要性から策定しました。農村環境計画における整備計画では、基本方針として特に長陽地域において「歴史・文化資源の保全・継承」をあげており、地域活動と連携して保全・継承を行います。

8) 南阿蘇過疎地域持続的発展計画書 令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

南阿蘇村では熊本地震の影響による人口の流出、移住や定住の希望者に対して具体的な支援計画や展望が不足しており支援体制の整備が必要となりました。各種施策の連携・支援により、安心して住み続けられる地域の持続的発展に向けた取り組みを進めていきます。なお、地域文化の振興に対しては、神楽等の伝統文化や阿蘇の文化的景観といった文化財があり、今後保存活用していくためにも、文化財保存活用計画を策定することを明記しています。

#### (4) 個々の文化財の保存活用計画

1) 阿蘇の文化的景観保存計画【南阿蘇村版】 平成29年(2019年)1月～

この計画は阿蘇郡市7市町村を対象とした、カルデラ火山を中心とした草原活用による循環型農業をはじめとする「阿蘇らしい暮らし」を構成する、本質的価値を持った「重要な構成要素」を国の重要文化的景観として守るために作成した計画です。

この計画では、南阿蘇村の文化的景観を保存管理するために必要な行為等を整理し、記載するとともに、地域固有の特性を尊重しながら、景観づくり・地域づくりをすることを目指します。

## (5) 熊本県文化財保存活用大綱 令和2年度(2020年度)

熊本県文化財保存活用大綱は、熊本県における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策を定めたものです。大綱作成時には「みんなでつくる大綱にする」という標語のもと、県内を6地域に分け市町村担当者との意見交換が行われました。基本方針として「文化財をまもる」、「文化財を活かす」、「文化財を伝える」、「人・組織を育てる」という4点を掲げており、県が取り組む措置と県から市町村への支援について明記されています。

## 5 南阿蘇村における文化財の定義

### (1) 地域計画における文化財の定義

地域計画では、文化財保護法第2条で定義する文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型）に加え、埋蔵文化財、文化財の保存技術のほか、これまで文化財として認識されづらかった伝承、方言、地名等についても含め広く捉えて、「文化財」と定義します。

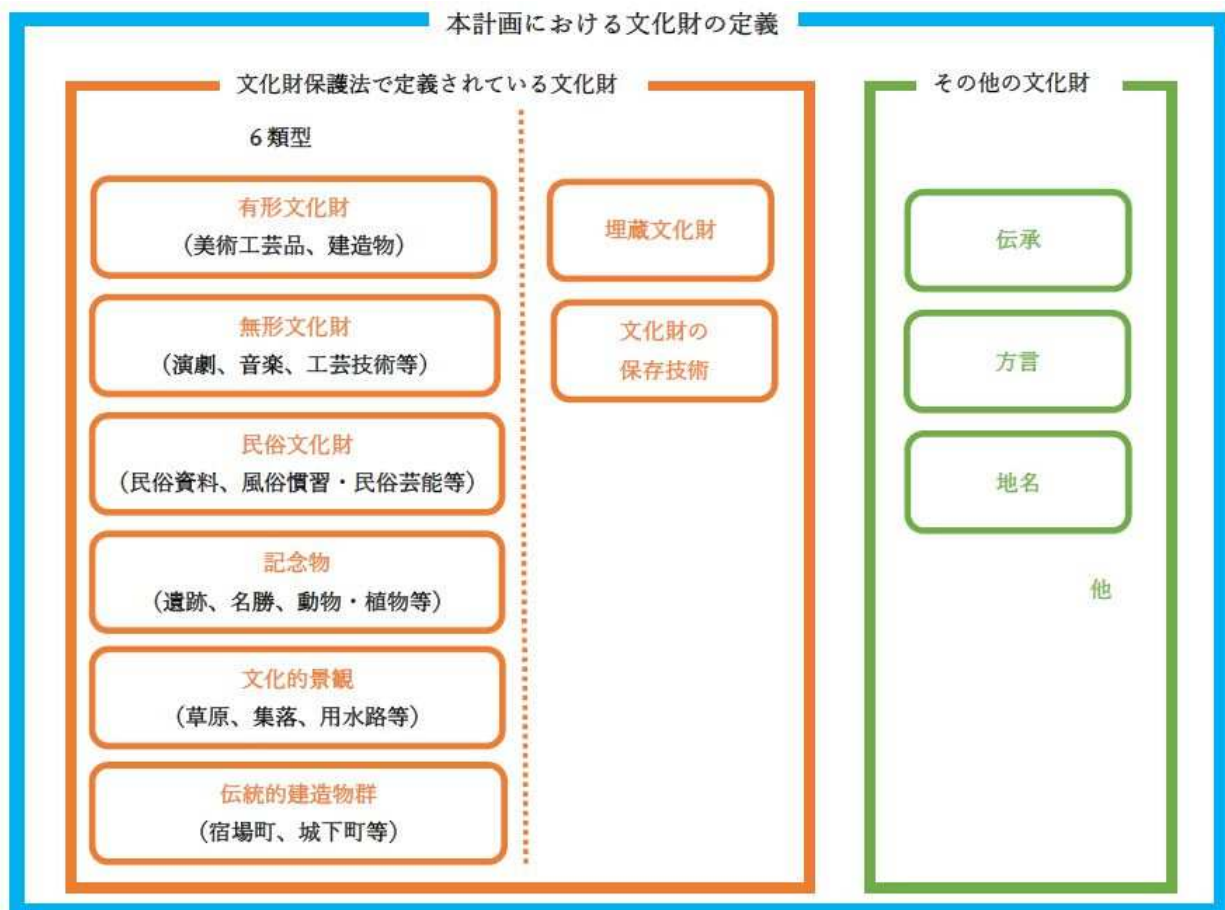


図 0-2 地域計画における文化財の定義

## (2) 地域区分について

地域計画では、地域の歴史や地域による文化財の特性等を鑑み、旧村を範囲とする地区単位（長陽、白水、久木野）で文化財を整理します。



地区（旧村）	行政区
白水地区	両併一区、両併二区、両併三区、白川区、吉田一区、吉田二区、吉田三区 一関一区、一関二区、中松一区、中松二区、中松三区
久木野地区	第1駐在区、第2駐在区、第3駐在区、第4駐在区、第5駐在区、第6駐在区 第7駐在区、第8駐在区、第9駐在区
長陽地区	東下田区、下田区、加勢区、川後田区、喜多区、栃木区、袴野区、沢津野区 黒川区、長野区、乙ヶ瀬区、下野区、立野区、新所区、赤瀬区、立野駅区

図 0-3 地域計画における地域区分